

令和5年8月分

No	件名	期間	契約の相手方	契約金額(税込)	随意契約理由	根拠法令
1	【単価契約】ピペット点検業務	R5.8.1 ~ R6.3.31	竹内化学(株)江坂営業所	113,740円	当該機器の唯一の代理店であるため、同社と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
2	ISO15189認定取得	R5.8.1 ~ R6.3.31	(公財)日本適合性認定協会	3,635,500円	「日本適合性認定協会」は、適合性評価制度全般に関わる日本唯一の認定期間であるため、同協会と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
3	酸化エチレンガス滅菌装置修理	R5.8.4 ~ R5.10.31	小西医療器(株)大阪営業所	515,681円	当該機器の唯一の代理店であるため、同社と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
4	ファイバースコープ修理	R5.8.24 ~ R6.1.31	小西医療器(株)大阪営業所	913,000円	当該機器の大阪府内における唯一の代理店であるため、同社と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
5	酸化エチレンガス滅菌装置修理	R5.8.25 ~ R5.11.30	小西医療器(株)大阪営業所	949,630円	当該機器の大阪府内における唯一の代理店であるため、同社と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号